

引っ越し手続きガイド

市外局番の042は省略しています

	小金井市に入転してきたとき	小金井市から転出するとき	問合せ先
住民登録	引っ越ししてから14日以内に、本人確認書類(運転免許証、保険証等)と前住所地で発行する転出証明書(※)をお持ちのうえ、手続きをしてください。国外からの転入は、戸籍の全部事項証明書、戸籍の附票およびパスポートが必要です。 ※個人番号カードまたは住基カードを用いた転出(特例転出)をした方は転出証明書に代わって、同カード(暗証番号の入力をしていただきます)が必要です。	引っ越し予定日および引っ越し先の住所が決まり次第、手続きができます(おおむね14日前から)。本人確認書類を持参してください。また、個人番号カードまたは住基カードをお持ちの方はカードも持参してください。	市民課 市民係 ☎387-9830
印鑑登録	新たに印鑑登録の手続きをしてください。	印鑑登録証は転出予定日以降使えなくなりますので、破棄してください。	市民課 市民係 ☎387-9830
国民健康保険	新たに加入の手続きをしてください。	資格喪失の手続きをしてください。(保険証の返却等)	保険年金課 国民健康保険係 ☎387-9833
国民年金加入者	海外から転入された方は、年金手帳と印鑑を持参のうえ、手続きをしてください。	海外へ転出される方は、年金手帳と印鑑を持参のうえ、手続きをしてください。	保険年金課 国民年金係 ☎387-9844
年金受給者	年金事務所へ住所変更の届出をしてください。(個人番号が日本年金機構に収録されている方は要りません)	小金井市での手続きは要りません。	保険年金課 国民年金係 ☎387-9844
市立小・中学校	在学証明書と教科用図書給与証明書を指定学校へ持参してください。	転校される方は学校で在学証明書と教科用図書給与証明書をお受け取りください。	学務課 学務係 ☎387-9874
児童手当	印鑑、保護者の健康保険証、振込先口座の分かるものを持参のうえ、申請手続きをしてください。	資格消滅の手続きをしてください。	子育て支援課 手当助成係 ☎387-9839
乳医療証 子医療証	印鑑、お子さんの健康保険証を持参のうえ、申請手続きをしてください。	資格消滅の手続きをしてください。 ⑨・⑩医療証をお返しくください。	子育て支援課 手当助成係 ☎387-9839
後期高齢者医療 被保険者証	負担区分証明書、印鑑を持参のうえ、手続きをしてください。(74歳以下で、すでに後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方は、障害認定証明書または障害者手帳も持参してください)	印鑑を持参のうえ、後期高齢者医療被保険者証をお返しくください。負担区分証明書をお渡しします。(74歳以下で医療被保険者証をお持ちの方は、障害認定証明書もお渡しします)	保険年金課 高齢者医療係 ☎387-9834
障害者手帳 (身体・知的・精神)	障害者手帳・印鑑・写真(精神障害者保健福祉手帳の都外転入の方の場合)・個人番号カード(お持ちの方のみ)を持参のうえ、住所変更の手続きをしてください。	小金井市での手続きは要りません。	自立生活支援課 相談支援係 ☎387-9841
自立支援医療 受給者証 (精神通院)	受給者証・印鑑・個人番号カード(お持ちの方のみ)を持参のうえ、住所変更の手続きをしてください。	小金井市での手続きは要りません。	自立生活支援課 相談支援係 ☎387-9841
特別児童扶養手当 特別障害者手当 等	印鑑を持参のうえ、住所変更の手続きをしてください。	支払廃止の手続きをしてください。	自立生活支援課 障害福祉係 ☎387-9842
㊦受給者証	住民税課税証明書(都内転入者は交付状況連絡票)、印鑑、健康保険証、身障手帳・療育手帳(愛の手帳)、精神障害者手帳を持参のうえ、手続きをしてください。	㊦受給者証をお返しくください。「交付状況連絡票」(都内転出者)をお渡しします。(都外転出者は資格がなくなります)	自立生活支援課 障害福祉係 ☎387-9842
介護保険被保険者	資格取得の手続きをしてください。要介護(要支援)認定を受けている方は、転入してから14日以内に前住所地からの継続の手続きをしてください。	介護保険被保険者証をお返しくください。要介護(要支援)認定を受けている方は、継続のご案内をします。	介護福祉課 介護保険係 ☎387-9921
東京都 シルバーバス	都内→バスを持参のうえ、京王バス小金井営業所で住所変更の手続きをしてください。 都外→70歳以上の方は、お問い合わせください。	転出先が都内→そのままお持ちいただき、転出先で住所変更をしてください。 都外→バス営業所にバスをお返しくください。	一般社団法人 東京バス協会 ☎03-5308-6950
原動機付自転車 (125cc以下)	廃車証明書を持参して新規登録してください。	廃車の手続きをしてください。	市民税課 諸税係 ☎387-9820
飼い犬の登録	鑑札を持参し、住所変更の手続きをしてください。	小金井市での手続きは要りません。	健康課 健康係 ☎321-1240 市民課 市民係 ☎387-9830